

議案第 3 号

山陽小野田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

山陽小野田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

山陽小野田市教育委員会  
教育長 長谷川 裕

山陽小野田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山陽小野田市教育委員会行政組織規則（平成 1 7 年山陽小野田市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 中「公民館係」を削る。

第 8 条の表社会教育課の項中「、公民館」を削る。

第 9 条の表公民館の項を削る。

第 1 0 条の表中

「

公民館	<ol style="list-style-type: none"><li>1 館の管理及び運営に関する事。</li><li>2 市民生活に即する教育、学術及び文化に関する事。</li><li>3 市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化及び文化の振興に関する事。</li><li>4 公民館運営審議会に関する事（中央公民館に限る。）。</li><li>5 津布田会館の管理及び運営に関する事（中央公民館に限る。）。</li><li>6 その他必要な事務に関する事。</li></ol>
-----	---

を

「

津布田会館	<ol style="list-style-type: none"><li>1 館の管理及び運営に関する事。</li><li>2 市民生活に即する教育、学術及び文化に関する事。</li><li>3 市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化及び文化の振興に関する事。</li><li>4 その他必要な事務に関する事。</li></ol>
-------	---

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。